

米沢市教育委員会 会議録

令和6年3月4日（月）

開会 午後 3時45分

閉会 午後 5時20分

1 出席委員

教育長職務代理者	神尾 正俊	委員	佐藤 晃代
委員	我妻 仁	委員	渡邊 美智子

2 出席職員

教育管理部長	森谷 幸彦	教育指導部長	山口 玲子
教育総務課長	石黒 龍実	社会教育文化課長	高橋 稔
スポーツ課長	富取 桂樹	適正規模・適正配置推進主幹	森谷 純
教育総務課長補佐	米原 裕美	教育総務課長補佐兼総務主査	佐藤 真英
教育総務課学校整備担当主査	新藤 崇浩	教育総務課主任	佐藤 祥平

3 傍聴人の有無 無

4 会議録の承認

令和6年2月7日開催分

5 議事

議第3号 特定事業（米沢市学校給食共同調理場整備運営事業）に係る契約の締結について

議第4号 令和6年度一般会計教育関係補正予算（第1号）について

6 報告事項

- (1) 置賜総合文化センターの喫茶店運営事業者の公募について
- (2) 第2期米沢市スポーツ推進計画（案）のパブリック・コメントの結果について
- (3) 米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画（案）のパブリック・コメントの結果について

(4) その他

7 その他

教育長職務代理人 米沢市教育委員会を開会する。初めに会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により原則公開となっているが、本日の会議の議決案件及び報告事項については、市議会への報告を予定しているものであることから非公開としたいと思う。この件について、ご異議ないか。

———異議なし———

教育長職務代理人 本日の会議は非公開とする。

———会議録の承認———

教育長職務代理人 議決案件に入る。議第3号特定事業（米沢市学校給食共同調理場整備運営事業）に係る契約の締結について説明をお願いする。

教育総務課長 ———資料により説明———

教育長職務代理人 ご質問等いかがか。

我妻委員 提供不全、所定水準未達成と資料にあるが、それぞれ具体的にどういった内容なのか。

教育総務課長 給食が決められた時間に届かない、給食の食数が足りないといったような、教育委員会側として求めている所定水準に達していないことである。

我妻委員 サービス対価の減額についてはどのように支払い額に反映するのか。

教育総務課長 給食が提供できなかった、給食を指定時間に配送できなかった等のそれぞれの場合についてレベルを定めており、そのレベルに応じてペナルティポイントというものがある。毎月提出される業務報告書によりモニタリングを行い、四半期の間に溜まったペナルティポイントの累積ポイント数に応じて減額を行うこととなる。サービス対価の支払いは四半期ごとに行うので、四半期の間のペナルティポイントの累積ポイント数による減額は、当該四半期分のサービス対価の支払い額に反映させるということになる。ペナルティポイントの累積ポイント数が6以上10以下の場合は5%減額、11以上20以下の場合は10%減額、21以上30以下の場合は20%減額、31以上の場合は40%減額及び当該サービス期間分の対価の支払い停止という内容となっている。

佐藤委員 令和8年2月から開業準備を行うと資料にあるが、開業準備として実際に給食を作るのか。

教育総務課長 令和8年2月から3月の間に実際に給食を作るということで想定している。

我妻委員 開業準備として給食を作る際は、令和8年4月から提供する予定の食数を作るのか。また、作った給食はどうするのか。

教育総務課長 実際を作る食数と作った給食をどうするかについては、事業者判断ということで想定している。

教育長職務代理人 契約の相手方である株式会社米沢スクールランチとはどういった企業なのか説明をいただきたい。

教育総務課長 株式会社米沢スクールランチについては、メフォスグループがPFI事業を行うために新たに設立した会社である。なお、株式会社米沢スクールランチの所在地は、株式会社後藤組の所在地となっており、この所在地で登記を行っている。

教育長職務代理人 他にご質問等いかがか。なければ、議第3号特定事業（米沢市学校給食共同調理場整備運営事業）に係る契約の締結について、ご承認いただいてよろしいか。

———異議なし———

教育長職務代理人 ご承認いただいた。次に、議第4号令和6年度一般会計教育関係補正予算（第1号）について説明をお願いします。

教育管理部長 ———資料により説明———

教育長職務代理人 ご質問等いかがか。

我妻委員 モニタリング支援業務について、委託先はどこになるのか。また、モニタリングを行う時期は決まっているのか。

教育総務課長 PFI事業を進める上でアドバイザリー業務契約を行っている佐藤総合計画に委託をする予定で想定している。モニタリングを行う時期についてはまだ確定していない状況である。

教育長職務代理人 他にご質問等いかがか。なければ、議第4号令和6年度一般会計教育関係補正予算（第1号）について、ご承認いただいてよろしいか。

———異議なし———

教育長職務代理人 ご承認いただいた。次に報告事項に入る。（1）置賜総合文化センターの喫茶店運営事業者の公募について説明をお願いします。

社会教育文化課長 ———資料により説明———

教育長職務代理人 ご質問等いかがか。なければ、（2）第2期米沢市スポーツ推進計画（案）のパブリック・コメントの結果について説明をお願いします。

スポーツ課長 ———資料により説明———

教育長職務代理人 ご質問等いかがか。

佐藤委員 パブリック・コメントの内容を見ると、回答していただいた方々は日頃から頻繁にスポーツを行っているようであり、多目的屋内運動場を利用している方、テニスをしている方、マラソン大会を楽しみにしている方であることが受け取れる。多目的屋内運動場は、冬になると利用者が多くなり、大変混んでいる状

況である。今後、小中学校の統廃合により普段使用しない体育館が出てくるのであれば、その体育館を冬季間利用できるよう検討していただきたい。高島町では、閉館した町民プールを利用して、その場所をフットサル用の人工芝コートに整備しているという話もある。

旧学校施設の体育館を利用する場合はコミュニティセンターが受付となっているが、受付場所がコミュニティセンターであるということを知らない人もいるようなので、その辺りについて分かりやすく周知していただければと思う。また、体育館の鍵を地区の体育協会で管理しているという話もあるため、受付の方法について分かりやすくしていただければと思う。

計画本冊の中で、障がい者の方もスポーツを楽しめる共生社会の実現と記載されているが、パラスポーツ指導者の資格を持った方が少ない状況の中では、障がい者の方のスポーツの推進は困難であると思う。パラスポーツ指導者の資格取得に関する周知を積極的に行っていただき、計画内で目標としている指標値の達成を目指してほしい。

スポーツ課長 冬季間利用できる体育施設が少ないという課題や旧学校施設を利用する際の受付に関する周知については、今後関係課と協議し対応していきたい。

障がい者スポーツに関しては、米沢市民スポーツレクリエーション大会において障がい者スポーツの種目を設けるということを検討中である。また、パラスポーツ指導者の資格取得促進についても今後強く意識していきたい。

我妻委員 パブリック・コメントの冊子の12ページで「各競技団体では日本スポーツ協会の指導者資格取得を求めている」とあるが、これはどういった意味か。

スポーツ課長 日本スポーツ協会指導者資格の中には様々なものがあり、スポーツ少年団の指導者に対し、比較的簡単に取得できる資格の取得が義務付けられるようになったということである。

我妻委員 これに関連して、部活動の地域移行を行う際は、受皿となる競技団体にこの有資格者がいることを前提として進める予定か。

スポーツ課長 受皿となる競技団体にこの有資格者がいることを条件とするかどうかについては、今後検討していく予定である。

我妻委員 計画の本冊の27ページの施策2-2の②では「指導者資格取得補助」とあり、28ページの施策3-2の①では「指導者資格取得補助の研究」とあるが、この違いは何か。

スポーツ課長 先ほどお話しした、スポーツ少年団の指導に関するものの中で比較的簡単に取得できる資格の保持者が少ないと指導者が少なくなるため、スポーツ少年団の指導者に関する資格取得の補助は行わなければならないということで、施策2-2の②では「指導者資格取得補助」と記載している。その後、競技団体から「スポーツ少年団以外の競技団体として試合に出場する上で資格の保持が求

められるケースがある」というお話があり、例としては、子どもではなく成人の弓道の大会で、選手が大きな大会等に出場する際に、チームの監督が有資格者であることが求められる場合があるという内容であった。これを受け、スポーツ少年団以外の競技団体における資格取得の補助については今後研究していくという方針とし、施策3-2の①のような記載としている。

教育長職務代理人 他にご質問等いかがか。なければ、(3)米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画(案)のパブリック・コメントの結果について説明をお願いします。

適正規模・適正配置推進主幹 ——資料により説明——

教育長職務代理人 ご質問等いかがか。

我妻委員 パブリック・コメントの回答の表現の仕方についてであるが、4ページでは「再編統合の検討を開始する」、8ページでは「再編統合に向けた協議を開始する」、27ページでは「再編に向けた協議を開始する」、36ページでは「速やかに再編統合の検討を開始する」といった表現になっており、記載の仕方を統一するなどした方が良いのではと思われる。また、8ページで「学級編制が必要と認められた場合」とあるが、これについてはいつなのかと疑問が生じるため、「向こう5年以内に学級編制が見込まれる場合は」という表現の方が良いのではと思われる。この点、留意していただければと思う。

適正規模・適正配置推進主幹 パブリック・コメントの回答については、御意見の書きぶり、文章表現に対応して記載したため、同旨の回答であっても若干表現に違いが生じている。

今後、様々な機会に説明をさせていただくことがあると思うので、その際は、常に、「5年先の児童数と学級編制の状況を見ていく」ということをお伝えしていきたい。

佐藤委員 今回のパブリック・コメントの回答は、万世地区にお住まいの方からのものが多いようである。上郷小学校と万世小学校は、当面の間、統合しない予定となっているが、その後いつ統合するかということが不明確であると地元の方々は不安になると思うので、今後丁寧に説明会を行っていくという記載があるとよいと思う。また、広幡小と六郷小と塩井小の統合小学校について、統合後、1学年1クラスで継続できるのかといった不安の声を聞いたことはないか。広幡小と六郷小が塩井小に統合すればよかったのという話はないか。

適正規模・適正配置推進主幹 統合の話を進める際、広幡小、六郷小、塩井小の各校区において、現六中を使用して統合小学校を設置する前提で、小学校保護者や地区の方々への説明をさせていただいたが、説明会の段階でそのような意見はいただけていない。どうすれば子ども達が安全に通学できるかといった意見やその他の心配なことに関する意見はいただいている。そして、その後に地元代表者

協議会を開催し、意見書をいただいたが、そこでもそのような声はなかったところである。

また、上郷小学校と万世小学校が学区となる第七中学区については、東成中の開校に向けた地区への説明会には入っていない状況であり、令和7年度以降に説明会を実施する予定で考えていたが、今回のパブリック・コメントの結果を受けて、令和6年度に説明会を実施することを検討していきたい。

佐藤委員 広幡小と六郷小と塩井小の統合小学校については、校舎が変わり、自校給食ではなく給食センターからの給食配送となる予定であることから、子どもたちが安心して学校生活できるよう、保護者や地区の方々に対して引き続き丁寧なご対応をお願いしたい。

教育長職務代理者 他にご質問等いかがか。なければ（4）その他についていかがか。なければ5のその他についていかがか。なければ以上で本日の教育委員会を閉会する。